

理 由 書

本理由書は、都市計画法第17条第1項の規定（第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定）に基づき、和光都市計画特別緑地保全地区の変更についての理由を示したものです。

【和光都市計画における位置等】

本市の「和光市都市計画マスタープラン」の中で公園・緑地・環境の方針において、丘陵部に残る斜面林は、特別緑地保全地区制度の活用により適切に保全・育成を図り、武蔵野の面影が残るみどり豊かな住環境の基盤を形成するとしている。

【変更の必要性】

住宅開発により減少傾向にある斜面地に残る緑地は、市域に残された貴重な地域環境であり、風致景観に優れていることから緑地や動植物の生息地としての保全を図るため「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区制度を活用し緑地保全を図る。

【変更の内容】

本案の「大坂特別緑地保全地区」は、和光市白子2丁目地内に位置し、斜面林と湧水が一体となった緑地帯が形成されていることから、都市緑地法第12条第1項第3号イに該当し、かつ住民の生活環境を確保するために必要なものとして都市計画の決定を行う。

【上位計画での位置付け】

第五次和光市総合振興計画基本構想の中で、「湧水・緑地の保全と再生」として、特別緑地保全地区制度を活用し、緑地の保全を図ることについて記述がある。